

(別紙1)

< 参考例 >

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による時間帯の指定

運行系統名	(一定の地域を包括的に指定する場合は、その範囲等を記載)				
月～日 平日	時台～時台	時台～時台	時台～時台		
月～日 土休日	時台～時台	時台～時台	時台～時台		
月～日 平日	時台～時台	時台～時台	時台～時台		
月～日 土休日	時台～ 時台	時台～ 時台	時台～ 時台	時台～ 時台	時台～ 時台

注 時間帯をどの停留所(発地、着地等)のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断するものとする。